

東京地裁、相手先に機密情報を伝えたと認めず

株式買収計画の相談者に 損害賠償請求も棄却

アイ・アールジャパン（被告）は、アジア開発キャピタル（原告）らから東京機械製作所の株式買収計画に関する相談を受けたにもかかわらず、東京機械製作所と買収防衛に関するコンサルタント業務を行ったことは顧客に対する善管注意義務違反などに該当するとして、16億7,500万円超の損害賠償等を求めた事件で、東京地方裁判所（西村康一郎裁判長）は令和7年7月18日、原告らの請求を棄却した（令和5年（ワ）第25767号）。裁判所は、被告会社の副社長が相手先企業に原告らの機密情報を伝えたとは考え難いとし、これを前提とする各注意義務の存在はいずれも認められないとの判断を示した。

株式買収計画の相談者が相手先企業の買収防衛コンサルに就任

本件は、被告であるアイ・アールジャパン（以下、IR社）が原告のアジア開発キャピタル（以下、アジア開発社）らから東京機械製作所の株式買収計画に関する相談を受けてアジア開発社の機密情報を取得した後、東京機械製作所のために買収防衛に関するコンサルタント業務をしたことは、①東京機械製作所のコンサルタント業務を行わない義務、②原告らから開示を受けた情報等を他の目的に利用しない義務、③②の情報等を利用するなどして原告らの信用を毀損しない義務に違反するとし、不法行為に基づき16億7,500万円超の損害賠償等を求めた事件である。

原告らは、被告は第一種金融商品取引業者であるから、投資助言義務については顧客に対する忠実義務と善管注意義務（金商法41条）を負うとし、原告らは東京機械製作所を含めた10数社の企業の株式を投資目的で購入することを検討していたところ、被告の当時の副社長であったK氏は、原告代表取締役

であるA氏と複数回にわたり面談し、原告らの課題が資金調達にあるとの相談を受けたことを踏まえて、提案書を示しながら東京機械製作所の買収戦略に関する提案をしていたのであるから、原告らと被告との間には相応の信頼関係があったといえ、被告は、原告らに対し各注意義務を負うと主張した。

なお、原告のアジア開発社の東京機械製作所株式取得の経緯は表のとおりである。

資金調達の情報を言及した形跡なし

裁判所は、被告のIR社が企業買収に関するコンサルティング業界において著名な企業であり、買収防衛策の策定等に関しても著名な存在であることからすると、秘密保持契約を締結することなく、原告代表取締役のA氏がIR社（被告）の副社長K氏に対し、原告らの機密情報を伝えるとはにわかに考え難いと指摘。実際、1回目の面談が終了した後に作成された提案書にも、原告らの具体的な資金調達の情報については一切言及した形跡はな